

静岡県告示第485号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年5月11日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

手越公園横 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
静岡市	駿河区	向敷地	東林寺前	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
			手越	20-1 1号
		向敷地	櫻山	189-1 2号
			東林寺前	148-2 3号
		〃	〃	148-9 4号
		〃	〃	148-9 5号
		手越	御所	205 6号
			〃	204-1 7号
		〃	〃	201-1 8号
		〃	〃	202 9号
		〃	櫻山根	196-3 10号
		〃	〃	196-1 11号
		〃	櫻山	192-3 12号
〃	〃	195 13号		